

“TiSAをご存知ですか？”

政策委員（中央区東支部） 高岡 和夫

<はじめに>

今回は、TiSAの実態を考える資料を提供させていただきます。トランプ大統領はTPPを破棄しましたが、TiSAには触れていません。米国通商代表部（USTR）にとっての本命はGDPの70～80%を占めるサービス産業（サービス産業の生産性H26年4月18日 内閣府¹⁾）を狙うTiSAと考えられます。NAFTAや世界の二国間FTAで、新自由主義の多国籍企業に苦い水を飲まされた国々の事例（TiSAと公共サービス²⁾）を検証し、5年間非公開というTPP以上に秘密裏に進められるTiSAによって我が国も同じ轍を踏まないようにすべきと考えます。以下に、TiSAについての<pro>外務省ホームページのTiSAに関する通達で、これ以上に詳しい政府の情報公開はありません³⁾。<con>政府見解に対して、TiSAの問題点を簡明に説明する記事です。比較してみてください。

<Pro>

「新たなサービス貿易協定（TiSA）交渉の進展（参加国・地域による共同発表⁴⁾平成25（2013）年6月28日」です。

1. 6月28日（現地時間同日）、スイスのジュネーブにおいて、新サービス貿易協定（TiSA；Trade in Services Agreement）交渉参加国・地域は、TiSA策定のための議論が進展し、本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行いました。
2. 昨年来、世界貿易機関（WTO）に加盟する有志国・地域により、サービス貿易の一層の自

由化に向けた新しい協定を策定するための議論が続けられてきました。この協定は、TiSAと通称されており、我が国もWTOの主要な加盟国として議論に積極的に参加しています。

3. 我が国は、サービス貿易という重要分野における早期の合意形成に向けて、関係国と連携しつつ、引き続き積極的に取り組んでいく考えです。

（参考1）TiSA交渉の参加国・地域（22か国・地域（EU各国を含めると48か国））日本、米国、EU、カナダ、豪州、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、パラグアイ、ノルウェー、スイス、アイスランド（2013年6月現在、次回会合からリヒテンシュタインが参加）。

以下省略。

以上の外務省の説明に加えて、最新の政府見解を「第190回国会 予算委員会第9号 平成二十八年三月四日（金曜日）の参議院会議録⁶⁾」で見ることが出来ます。歯切れの悪い外務大臣答弁ですがぜひご覧ください。

<Con>

アジア太平洋資料センター事務局長内田聖子氏監修『誰のためのTPP？』公共サービスの崩壊を加速させる新サービス貿易協定 ”2015.3.25.⁵⁾」です。

「TiSAは、文字通りサービス貿易に関する協定で、金融、電気通信、流通、運送、建設、教育、観光などモノ以外のすべての貿易が対象となりま

す。TiSAにはTPPと同様の危険性があり、私は特に電気、ガス、水道や教育、医療といった日本の公共サービスへの自由化の波がさらに強まるのではないかと懸念しています。公共サービスの崩壊は、国民が健康や安全に直結する大問題です。TiSAは、グローバル企業が日本の公共サービスの分野に参入する道具であり、「いのちの市場化」を進める協定となりかねません。

2013年6月に正式にTiSAの交渉が開始され、日本、米国、オーストラリア、カナダ、EUなど22カ国・地域が交渉に参加しています。すでに、1995年に世界貿易機関（WTO）の発足とともにサービス貿易に関する一般協定（GATS）が発効しましたが、WTO交渉は先進国と途上国の対立で「死に体」となり、GATS交渉の動きも止まってしまいました。そこで、新たな枠組みとして出てきたのがTiSAです。すでにGATS時代に、公共サービスは「必要性」ではなく、「効率」「採算」を重視するサービス貿易の対象とされ、TiSAではその「自由化度」をさらに高めるとしています。しかも、アメリカの大企業だけでなく、ヨーロッパの大企業に対しても日本はサービス市場を開放しなければなりません。

TiSAには、現行の自由化の水準を一律に凍結することを義務付ける「スタンスティール条項」と、一旦自由化した中身を、後になって規制したり再国有化したりすることを禁じた「ラチェット条項」が含まれています。主権にかかわる重大な条項が含まれているのです。

いま世界では、TPPだけではなく、巨大自由貿易協定（メガFTA）の交渉が同時並行で進められています。日本にはTPPとTiSAが、EUには環大西洋貿易投資パートナーシップ（TTIP）、EU・カナダ間の包括的経済貿易協定（CETA）、TiSAの三つがあるのです。グローバル企業の利益拡大という点では、いずれも根っこは同じであり、ヨーロッパの市民社会は、この三つに同時に反対するという運動状況にあります。

こうした危険な貿易協定の交渉をマスコミは

黙殺しています。TiSA交渉はTPP同様、徹底した秘密主義がとられています。米国は、交渉内容は、TiSA発効日から5年間、機密扱いにすると提案しています。これはTPPの4年間よりも長く、より秘密性が高いTiSAの性格を示しています。日本政府でTiSA交渉を担当しているのは外務省ですが、そのホームページを見ても交渉に関する詳しい内容は一切掲載されていません・・・」

<日本や世界で実際に起きた事例>

皆様はTiSAについての推進派と反対派の情報・意見をどのように受け止めましたか？公式の発表がない以上、反対派意見の一部に推測の域を出ない点もあるかもしれません。政府の主張はTPPと同じように自由貿易の推進を総論的に述べるに留まっています。しかし、反対意見が危惧するように、TiSAが健康や環境を保守し維持するための社会構造を変えてしまう恐れを払拭できません。

例えばアフラックの日本進出経緯を例に上げます。政府は小泉構造改革時に、元日米財界人会議議長の西室泰三氏を日本郵政社長とし、「政府出資の日本郵政のがん保険は民業圧迫だ。」と日本政府に苦言したアフラックに全国にある約2万カ所の郵便局販売網使用の独占的便宜を図り、逆に日本郵政と包括的提携関係にあった日本生命を排除しました。その結果、アフラックとアリコの米国保険会社が数年間で日本のがん保険市場の8割を独占する確固たる実績を作り上げました（ちなみにアフラック日本代表は元米通商代表部日本部長）。これが世界企業の狡知な営業戦略であり、加担した日本の政治家・財界人の姿です。

日米構造協議に続く2011年からの日米経済調和対話⁷⁾による米国の圧力のもとに同様な外資侵攻が今後も懸念されます。さらに、政府は否定しますが、ラチェット条項で後戻りできなくなる恐れが本当はないのでしょうか？

本来、生命維持に係る公共サービスは共済制度の中で発展して来ました。営利目的の企業にはな

じみません。市場が海外に開放されると機関投資家への報酬や配当金が国外へ流出し、その分地域内経済循環金は当然に減って行き、施設維持も困難になります。その補填分は使用料値上がりというかたちで我々に跳ね返って来ます。

実際、フランスのヴェオリア社に浄水を委託した松山市では3年間で水道料が約2.5倍になりました⁸⁾。ボリビア(コチャバンバ水紛争)でもフィリピン⁹⁾でもフランスでも水道の民営化は値上げと質の低下で失敗に終わりました¹⁰⁾。

保険も水紛争と同じ問題が生じる危険があると考えます。ちなみに、スロヴァキアとポーランドでは健康保険の民営化と自由化の破棄に対して外国の民間保険業者が異議を申し立てているそうです。

また、院外処方への誘導が行なわれた結果、2000年度から2014年度までの入院外医療費の伸びの3分の2(約4.4兆円)が薬剤関係で、レセプト1件当たりの薬剤費の増加率は49.9%にもなります¹¹⁾。調剤薬局の数はコンビニよりも多いという、まさに調剤バブルを生みました。結局、営利企業参入の結果、薬剤費高騰分はゼネコンや薬局経営者などに流れ、調剤環境は改善していないように思われます。営利を目的とした医療機関の開設は医療法で制限されているはずですが、周辺領域からの切り崩しが始まっているのでしょうか。

2014年1月30日国家戦略特別区域諮問会議(2014年1月30日)の医療分野規制改革案には、医療・介護・保育等の目標が明記されています¹²⁾。特区での自由診療、営利企業の進出、医師のクロスライセンスなどを皮切りに、ネガティブリスト方式で際限なく切り崩しが進む危険性を注視していく必要があると考えます。

<おわりに>

人類の集団生活が始まって以来、支配層と被支配層の対立構造が連綿と続いています。人生は努力、能力、運、等様々な要因の影響を受けると思っています。大戦後の日本では全国民が一丸となって復興に邁進し、1970年代には一億総中流と言われ

るほどの非格差社会が出現しました。ところが、金融資本の経済支配が強まる中で、益々資産の偏在が進み社会格差が開大しつつあります。際限のない格差拡大は不幸を生むこととなります。

新自由主義が喧伝するグローバリゼーションは規制撤廃、格差解消の甘い誘惑であると同時に、地域や民族の多様性・文化・進歩を否定し、共済制度で発達してきた社会資本を破壊して格差を拡大する進軍ラッパでもあります。内国民待遇は外から見ると“平等”を意味し、内から見ると“治外法権”をも意味します。ネガティブリスト、最恵国待遇、ラチェット条項、ISDS条項等は、扉をこじ開け、一旦開いた扉は再び閉まらないようにする破壊的な手段に思えます。門戸開放は有意義な面もありますが、扉を開けるときには、土足で踏み込まれて蹂躪されないように守る体制が、もしも強引に入り込んで来たら追い出せる準備が必要です。また、豊文化を禁止すると迫られても拒否したいものです。

ダーウィンは「適応力のある種が残る。」と唱えました。世界の潮流の中で、日本のアイデンティティを守りつつ適切な適応が出来るような施策を期待します。

<参考資料>

- 1) http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/wg1/0418/shiryuu_01.pdf
- 2) http://www.world-psi.org/sites/default/files/documents/research/jp_tisaresearchpaper_hqp_internal.pdf
- 3) http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/st/page24_000474.html
- 4) http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_000387.html
- 5) <http://jichiro-nagano.jp/wp-content/uploads/2015/05/3d877b3f899a53900e621582e22f5f37.pdf>
- 6) <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0014/19003040014009c.html>

- 7) http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp04_04.pdf
- 8) <http://velvetmorning.asablo.jp/blog/2013/05/22/6818342>
- 9) <http://www.jacses.org/sdap/water/report04.html>
- 10) <http://bigissue-online.jp/archives/1005584186.html>
- 11) https://hodanren.doc-net.or.jp/news/teigen/pic/yall_d151015.pdf
- 12) <http://www.jmari.med.or.jp/download/WP316.pdf>